技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

１．現　状

（１）職種ごとの人数・平均年齢・平均給与等及び民間従業員データ

区　分	公務員			民　間			参考（A／B）
	職員数	平均年齢	平均給与月額（A）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	
全　体	1人	x	x	－	－	－	－
その他	1人	x	x	－	－	－	－

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成21～23年の３か年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※対象職員が１人の場合は個人が特定されるため、平均年齢、平均給与月額は公表していません。

（２）職種ごとの年齢別人数

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
全　体													1人
その他													1人

※対象職員が１人の場合は個人が特定されるため、年齢は公表していません。

（３）その他給与に関する事項

ア　給料表

行政職給料表を適用しています。

イ　各種手当

一般職員と同様に、それぞれ該当する手当を支給しています。

ウ　昇給基準

毎年１月１日に前１年間における勤務成績に応じて、４号俸（55歳を超える場合は２号俸）を標準として昇給することとしています。

２．基本的な考え方

技能労務職員については、新規採用を行わないこととします。

３．具体的な取組内容

（１）定員について

本市には、現在、１名の技能労務職員が在職していますが、この職員が退職した後は技能労務職員を不補充とします。

（２）給料について

平成18年度から独自削減を実施しています。

- 平成18年４月～平成18年12月　一律６％削減
- 平成19年１月～平成19年３月　在級別に８・９・10％削減
- 平成19年４月～平成21年３月　在級別に16・18・20％削減
- 平成21年４月～平成22年３月　在級別に10・11・13・15％削減
- 平成22年４月～平成24年３月　在級別に５・６・７・８％削減
- 平成24年４月～平成25年３月　３・４級は４％、５・６級は５％削減（１・２級は削減なし）

（３）諸手当について

技能労務職員を対象とした特殊な手当は一切ないため、見直す予定はありません。

（４）昇給のあり方について

勤務成績を昇給に反映できるよう、全職員を対象とした人事評価制度の導入について検討します。

４．その他

今後も厳しい財政状況が続くことが予想されるため、退職者不補充の継続はもとより、民間委託や指定管理者制度の積極的な導入を図るなど、給与・職員数の適正化を図ります。